

第2章 たがいに助けあい、温かなまちに

第1節 次代を担う子を育てる

1 児童福祉

(基本的な考え方)

- 関係機関の連携を深め、子育てに関する支援を総合的に進め、子育ての負担軽減や不安の解消に努めます。
- 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

施策	現況と課題
子育てに関する相談・指導の充実	<p>町内には、子育て支援センター「ぽかぽか」や母子通園センターなどがあり、子育てに関する相談や指導を行っているほか、「美幌町次世代育成支援行動計画」に基づき、子育てに関する総合的な取り組みを進めています。</p> <p>子育てへの不安や悩みを抱える親が増えているなか、子育てに関する情報提供や相談・指導、親相互のネットワークづくりなどをより一層促進していくことが求められています。</p> <p>家庭外の保育や教育が充実する一方、引きこもりや家庭内暴力、児童虐待などが増えており、社会的問題になっています。乳幼児健診などの機会を通じてこれらを未然に防いでいくことが必要です。</p>
母子の健康管理や経済支援の充実	<p>本町では、母子に関する各種健診や児童手当、6歳未満児の医療費助成に加えて、平成15年より不妊治療費の一部助成を行っています。今後も子育ての負担を軽減できる効果的な支援のあり方を検討していくことが必要です。</p>
ひとり親福祉の充実	<p>本町では、母子家庭を対象とした児童扶養手当制度や母子・父子家庭を対象とした医療費助成制度を通じて、ひとり親家庭の生活支援を行っています。今後も自立に向けた支援に努めていくことが必要です。</p>

主な取り組み内容

- 育児に関する相談体制の充実
- 子育てサークル、支援団体の育成
- 子育てサポーターや保育ママ などの人材養成
- 食育 に関する情報提供や親子料理教室の開催
- 児童虐待の早期発見と速やかな保護をはかる相談体制の充実
- 要保護児童対策地域協議会 による虐待防止支援体制の充実

- 妊婦健診や乳幼児健診等による母子保健の推進
- 不妊治療への支援の実施

- ひとり親家庭への相談体制の充実
- 母子家庭への就業支援

美幌町次世代育成支援行動計画：保育サービスの充実や地域住民や地域における子育てに対する取り組みなど、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた計画。（平成 16 年制定）

子育てサポーター、保育ママ：仕事や疾病等の理由で保育ができない保護者に代わり、自宅等で家庭的な雰囲気の中で少人数の保育・託児を行うもの。

食育：栄養の偏り、不規則な食事、安全性の問題や食文化の継承など、生産から消費まで一貫した「食」に関する考え方を、家庭、学校、保育所、地域等を中心に育むことを国民が総合的に推進すること。

要保護児童対策地域協議会：児童福祉法に基づき、地域の病院、学校、保健所、児童相談所、警察等の関係する機関と NPO、ボランティア等の関係団体が連携・協力し、被虐待など要保護児童やその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行うための協議会。

2 保育

(基本的な考え方)

- 多様な保育ニーズに対応したサービスや取り組みを進め、子育てを支援します。

施策	現況と課題
保育園(所)の充実	<p>町内には通年開設の保育園2か所のほか、季節・へき地保育所5か所があり、入所ニーズに応じて職員体制を含めた保育サービスの充実に努めています。</p> <p>少子化により子どもの数が減る一方、延長保育や休日保育などの特別保育へのニーズは高まっていることから、民間保育事業者による保育サービスの拡充が求められています。</p>
学童保育の充実	<p>町内には学童保育所3か所のほか、コミュニティセンターに児童センターを設置し、放課後児童対策を行っています。</p> <p>学童保育への入所希望が増加傾向にあるなか、待機児童の解消が求められています。</p>

主な取り組み内容

- 特別保育（一時保育、延長保育、障がい児保育）の充実
- 0歳児保育、休日保育、夜間保育の推進
- 空き保育所施設を活用した民間保育の推進

- 学童保育所の定員の拡大
- 地域集会室などを活用した多世代によるふれあい活動の推進
- 児童センターの利用促進と地域ボランティアの参加促進

一時保育:保護者の勤労形態により家庭での保育が断続的に困難になったり、保護者の傷病、入院、育児疲れ等により緊急一時的に保育を必要とする幼児に対する保育。

延長保育:保育園の開所時間の前後の時間において、さらに時間を延長して行う保育。

0歳児保育:生後概ね4カ月を超え満1歳を超えない乳児の保育。

休日保育:保護者が仕事のため、日曜日や祝日に家庭で幼児を保育できないときに行う保育

夜間保育:開所時間が概ね午前11時から午後10時までの時間帯に行う保育。

3 青少年育成

(基本的な考え方)

- 関係機関の連携のもと、「地域の子どもは地域で育てる」という視点で、青少年健全育成を町全体で進めます。

施策	現況と課題
青少年の健全育成推進体制の充実	<p>町内には青少年健全育成組織として、青少年育成協議会、青少年育成センター等があり、さまざまな青少年の健全育成活動を行っています。</p> <p>平成 16 年には美幌町青少年健全育成推進プラン「びほろ青少年輝きプラン 2004」を策定し、青少年健全育成に取り組む指針を定め、町民総ぐるみで進めています。</p> <p>青少年に関わる犯罪が増加するなど、青少年を取り巻く環境は複雑かつ多様化してきており、今後も子どもの命を守る安全な環境づくりのために家庭や学校、地域社会が一体となって取り組むことが必要です。</p>
青少年育成活動の充実	<p>青少年育成活動については、コミュニティスクール やキッズカルチャークラブ など、青少年の健全育成を目的とした体験活動の場や学習機会が数多くあり、近年はボランティアで支援・協力する人や団体、サークルが主体となった取り組みも増えています。</p> <p>少子化により従来の子ども会活動が困難になるなど、青少年活動の状況にも変化が見られ、地域の人々とのあたたかいふれあいの中で、子どもを育む活動の推進がますます必要となっています。</p>

主な取り組み内容

- 青少年健全育成組織のネットワーク化
- 家庭教育事業の充実による家庭の教育力の向上
- 子どもの命を守る安全な環境づくりの推進(地域安全パトロール隊「リトルウィング」,「子どもみまもり隊」の活動促進)

- 生きる力 を育む体験活動の充実
- コミュニティスクールの活動促進
- ライフステージ に対応した家庭教育学級の充実
- 教育資源ガイドブック の作成と活用

コミュニティスクール：地域の子どもたちを地域のあらゆる世代の人たちで育てようとする取り組み。町内各小学校区のコミュニティスクール運営委員会によって企画や運営が行われている。

キッズカルチャークラブ：子どもの休日に開催する主に手工芸を中心とした体験教室であり、木工作・陶芸・七宝焼などのサークルがボランティアで開催しています。

生きる力：人間として生きていくために必要な力で、具体的には「学ぶことへのやる気と意欲」、「自分で考える力」、「自分で判断する力」、「自分で表現する力」、「問題を解決し自分で道を切り開いていく力」、「他人と協調し他人を思いやる力」、「たくましく生きるための健康や体力」をいう。

ライフステージ：人の一生を段階ごとに区分したもので、通常は幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など。

教育資源ガイドブック：地域の人材や施設、自然や文化財等を学校教育で有効に活用することを目的に教材化したリスト。

第2節 地域で支えあう

1 地域福祉

(基本的な考え方)

□町民一人ひとりが地域福祉に関する理解を深め、連携しながら、地域福祉を進めます。

施策	現況と課題
地域福祉を推進する体制づくり	少子高齢化や核家族化などにより、家庭内での相互扶助が難しくなりつつある今日、福祉に対するニーズも複雑化、多様化する傾向にあります。このような状況のなか、地域住民相互による、地域ぐるみの総合的な福祉の推進が重要な課題となっています。
地域福祉活動の推進	本町では、社会福祉協議会を中心に単位自治会を核とした「たすけあいチーム」を形成し、安否確認や声かけ、除雪支援、食事会の開催などを行っています。これらの活動は地域福祉の重要な役割を担っていますが、参加者の高齢化や新たな担い手が増えないなどの問題があり、若年層の参加や新しい人材の確保などが求められています。
誰もが利用しやすい施設・設備づくり	本町においても、公共施設のバリアフリー化を進めていますが、現状では十分とはいえません。 年齢や障がいにかかわらず、誰もが生活しやすい生活環境が求められています。

主な取り組み内容

- 地域福祉計画 の策定による地域福祉の充実
- 地域福祉活動の支援と充実

- 社会福祉協議会の活動充実と支援
- ボランティアセンターの充実と支援
- たすけあいチームなど体制づくりと支援

- ユニバーサルデザイン による環境整備の普及、促進

地域福祉計画:子供から高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての人々が地域において、いきいきと自立した生活が送れるように、地域住民が参加し、共に支える仕組みを作る計画。

バリアフリー:障がいのある人が生活するうえで障壁となるものを除去すること。施設・設備面だけでなく制度やサービスなども含む。

ユニバーサルデザイン:能力や障がいのレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザイン。

2 高齢者福祉

(基本的な考え方)

- 高齢社会への対応を町全体で考え、高齢者福祉を総合的に進めます。
- 高齢者の健康づくりや自立生活を支援するとともに、介護や援護を必要とする方へのサービス充実に努めます。
- 高齢者が長生きを楽しめるよう、社会参加や生きがい活動を促進します。

施策	現況と課題
高齢社会への対応	<p>本町の65歳以上の人口は平成17年9月末現在23.91%であり、今後も増加する傾向にあります。</p> <p>まちづくりに関するさまざまな分野においても、高齢化を意識したり、高齢者に配慮することが求められています。保健・医療・福祉を中心に、高齢社会に対応した取り組みが必要です。</p>
自立生活の支援	<p>高齢社会が進むなか、元気で活動的に暮らすことができる「健康寿命」をいかに延ばすかが課題となっています。本町においても、高齢者の心身の健康を支える体制を充実していくことが必要です。</p> <p>介護保険制度により施設内福祉から在宅福祉が主流となり、民間の参入でより充実したサービスが提供されていますが、今後も一層の充実が望まれています。</p>
高齢者福祉施設の整備	<p>町内には特別養護老人ホーム「緑の苑」や老人保健施設「アメニティ美幌」などの施設があり、デイサービスや短期入所などを行っています。入所や利用のニーズが高まるなか、施設や設備の拡充が求められています。</p>
高齢者の社会参加、生きがい活動の促進	<p>平均寿命が高くなり、高齢者が増加するなか、いつまでも元気で長生きのできる環境づくりが求められています。</p> <p>本町では、明和大学やみどり就労センターなどが高齢者の社会参加や生きがい活動の場となっているほか、老人クラブでは相互の交流やボランティア活動などを行っています。</p> <p>今後も、高齢者が知恵や技術、経験を活かし、社会で活躍できるよう、より一層支援していくことが必要です。</p>

主な取り組み内容

- 高齢者保健福祉計画 ・ 介護保険事業計画 の策定
- 高齢者虐待防止および早期発見のための体制の整備

- 介護予防メニューの開発と充実
- 認知症 に対する支援体制の整備
- 介護サービス、福祉サービス、地域における福祉資源、事業者等との連携
- 在宅サービスの開発と充実

- 施設の個室化などユニットケア の推進
- ケアハウス の促進
- 高齢者生活支援ハウス の整備

- みどり就労センターの法人化支援
- 高齢者のニーズに対応した学習機会の充実
- 高齢者の自主的な活動の促進

高齢者保健福祉計画:地域における高齢者の保健福祉水準の向上をめざすための計画。

介護保険事業計画:介護保険事業にかかわる保険給付を円滑に進めるための計画。

認知症:脳血管疾患やアルツハイマー病といった病気などが原因で、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が慢性的に減退することによって日常生活に支障をきたした状態。(従来の「痴呆症」という用語に替わり、平成16年から用いられている。)

ユニットケア:施設の個室を10人程度のグループに分け、それぞれをユニット(生活単位)として、食事や入浴などの日常生活を送ること。

ケアハウス:ひとりで生活するのに不安がある高齢者(世帯)が、自立した生活を維持できるように配慮された軽費老人ホーム。

高齢者生活支援ハウス:自立生活に不安を持つ60歳以上のひとり暮らしまたは夫婦のみの世帯を対象とした居住機能と交流機能を備えた小規模多機能施設。

3 障がい者福祉

(基本的な考え方)

- 障がい者が地域で安心して生活できるよう支援します。
- 介護者の心身の不安や負担の軽減に努めます。

施策	現況と課題
障がい者福祉の推進体制の充実	<p>障がいの重度化や重複化が進んでいるなか、障がい者やその介護者の福祉ニーズをふまえながら、障がい者福祉を推進する体制を充実していく必要があります。また、早期発見や予防により、障がいの軽減に努めることも重要です。</p>
障がい者の自立生活の支援	<p>本町では、在宅での生活や移動する際などに必要な支援を行っています。</p> <p>障害者自立支援法により、市町村が担う役割はより重要となるなか、福祉ニーズに沿ったサービスに努めていくことが求められています。</p>
障がい者福祉施設の整備	<p>町内には母子通園センターのほか、知的障がい者通所授産施設「ぴぼろ」、障がい児・者預かり施設「マイスペース美幌」、共同作業所「あすなろ」「えくぼ」、知的障がい者グループホームなどの施設があります。</p> <p>今後も障がい者やその介護者が利用しやすい施設となるよう整備や促進を行っていくことが必要です。</p>
障がい者の社会参加、生きがい活動の促進	<p>本町では、授産施設や共同作業所などで障がい者が自立に向けた社会参加をしているほか、身障者スポーツ大会など、生きがい活動に参加しています。</p> <p>今後も障がい者の意向を尊重しながら、社会参加や交流機会が増えるよう、支援していくことが必要です。</p>

主な取り組み内容

- 障がい者計画 の策定
- 障がい者福祉を支える人材の確保、育成
- 障がいに関する相談、指導の充実

- ライフステージ を通した在宅支援サービス、相談訓練体制の充実
- 機能回復訓練の支援

- 障がい者の生活・訓練施設の整備促進
- 発達支援センター の設置、充実（母子通園センターの改組）
- 児童デイサービス による療育訓練施設の充実

- 障がい者が参加できる場や機会の拡大
- 企業における障がい者の理解と雇用拡大

障がい者計画:市町村における障がい者の状況を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画。

ライフステージ:人の一生を段階ごとに区分したもので、通常は幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など。

発達支援センター:発達支援を要する子どもと家族を対象とし、専門的な相談・療育支援等を行う拠点。

児童デイサービス:障がい者支援費制度により、通所で行う日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練をすること。

4 社会保障

(基本的な考え方)

- 国民健康保険事業の健全な運営をめざし、医療費の抑制、適正化に努めます。
- 低所得者の自立支援を進めます。

施策	現況と課題
国民健康保険事業の推進	国民健康保険税の適正な課税、収納体制の強化や給付基準の見直しを行っていますが、高齢化や医療機関の充実により医療費が増加傾向にあります。 関係機関との連携により、医療費の抑制や適正化に努めていくことが必要です。
低所得者への自立支援	社会構造の変化により低所得者世帯が増加しており、生活の安定と自立に向けた相談や支援、雇用の促進などに努めることが必要です。

主な取り組み内容

- 制度の周知および保健思想の啓蒙啓発
- 資格証、短期証の交付に係る管理体制の充実強化
- 疾病構造や地域の特性の把握による保健指導の充実

- 相談援護体制の充実および自立更生の推進
- 生活困窮者に対する生活保障と自立の助長

資格証(被保険者資格証明書): 国民健康保険税を一年以上滞納している者に対し、保険証を返還させ、代わりに発行する国民健康保険資格証明書。医療機関の窓口負担は全額自己負担となる。

短期証(短期被保険者証): 納期限から4ヶ月を経過した国民健康保険税の滞納がある者に対し発行する有効期限(3ヶ月)付の保険証。医療機関の窓口負担は従来どおりであるが、更新時に納税相談に応じなければならない。

第3節 みんなでまちを育てる

1 コミュニティ

(基本的な考え方)

- 自治意識の高い地域づくりをめざし、コミュニティ活動を促進します。

施策	現況と課題
コミュニティ活動の促進	<p>町内にはコミュニティセンターのほか、各地域に集会施設があり、地域住民のコミュニティ活動の場として利用されています。</p> <p>また、自治会連合会のもと、67の単位自治会と8つの部会があり、住み良い地域づくりのため、さまざまな活動を行っています。</p> <p>高齢化や人口の減少などが今後の自治会活動にも影響を及ぼすことが懸念されますが、福祉や教育など地域ぐるみでの取り組みが求められているなか、地域コミュニティ施設を積極的に利用しながら自主的なコミュニティ活動をより一層促進していくことが必要です。</p>

主な取り組み内容

- コミュニティ組織や人材の育成・発掘
- 自治会などコミュニティ組織の活動支援
- 各地域を単位としたまちづくり活動の促進
- 地域での町民相互の交流や支えあいの促進

2 住民活動

(基本的な考え方)

- 多くの町民がまちづくりに参加できるよう、まちづくりに関する自主的な活動を幅広く支援します。

施策	現況と課題
まちづくり活動の促進	<p>町内ではさまざまな分野の団体やサークルが活発に活動しており、まちづくり活動のけん引役を担っています。メンバーの固定化や高齢化が進んでいる組織もあり、若年層など新たな参加者の促進が求められています。また、本町では「まちづくり活動奨励事業」として、町民自ら企画した事業への支援を行っています。</p> <p>今後も、町民の自主性を尊重しながら、まちづくり活動を促進していく必要があります。</p>
まちづくり活動を担う人材の育成	<p>本町では、国内外の研修事業などを通じて、まちづくり活動への人材育成を行ってきましたが、研修を通じて得た知識や経験がまちづくりで十分反映されていないのが現状です。研修の成果がより一層まちづくりで活かされるよう、参加者の意識を高めていくとともに、成果を活かす仕組みを更に工夫し、参加の場や機会を拡充していく必要があります。</p>

主な取り組み内容

- 自治基本条例 の整備
- 暮らし安全まちづくり条例 に基づいた実践活動の支援充実
- まちづくり団体活動の充実
- N P O 活動の支援、活用

- 人材育成の推進と活用
- まちづくり活動への反映を意識した研修の実施

自治基本条例:地域の課題の解決やまちづくりを進めるため、住民がお互いに守る基本ルールや権利などを条例という形で定めたもの。

暮らし安全まちづくり条例:災害、犯罪及び事故から町民の安全を確保するため、防災、犯罪及び事故防止に必要な基本条例を定めたもの。(平成 12 年制定)

N P O : non-profit organization の略。民間の非営利組織営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

3 地域間交流

(基本的な考え方)

- 本町と交流のある国内外の地域とのネットワークを大切にしながら、人材育成や地域の活性化に結びつくよう、交流を進めます。
- 国際化に対応できる人材育成や環境整備に努めます。

施策	現況と課題
国内交流の推進	<p>本町における国内交流事業は、鹿児島県湧水町（旧吉松町）とスカイスポーツを通じて交流がはじまり、加えて観光・物産分野での交流が行われています。また、東京都日野市とは、主に小学生の相互交流が行われています。今後は、スポーツや文化などの団体交流や地域の特性を活かしたグリーンツーリズム を軸に進めていくことが必要です。</p> <p>さらに、「団塊の世代」など首都圏からの移住・定住希望者に対して、地域特性を活かした対応を積極的に進める必要があります。</p>
国際交流の推進	<p>国際交流については、平成9年ニュージーランドのワイパ地区・ケンブリッジ地域と友好姉妹都市の提携調印を行いました。これまで「美幌未来への翼」「ケンブリッジ友好交流推進事業訪問」「青少年親善大使」「高校生親善大使」「高校生短期交換留学制度」などを通じて多くの町民がケンブリッジ地域を訪問し、交流を行っています。</p> <p>今後、国際化に向けた人材育成の観点から、文化・スポーツなどを通じ、目的を絞った事業展開を進めなければなりません。</p>
国際化に対応したまちづくり	<p>グローバル化 が進む今日、本町においても外国人の居住者や観光客などが増えています。</p> <p>国際理解を深めるとともに、外国語での併記を増やすなど、国際化に対応したまちづくりが必要です。</p>

主な取り組み内容

- 観光・物産交流の推進
- 移住・定住受入れ体制の推進

- 国際交流に関わるボランティア登録整備充実
- 姉妹都市を中心とした日常における交流の支援充実

- 公共標識、刊行物の外国語併記充実
- 国際理解を深める学習機会の充実

グリーンツーリズム：都市と農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

グローバル化：国境を越えて移動するようになり、世界的な規模で広がっていくこと。

4 男女共同参画

(基本的な考え方)

- 性別にかかわらず、男女が社会において対等な立場を確立し、あらゆる分野とともに参画できる男女共同参画に向けた取り組みを進めます。

施策	現況と課題
男女共同参画社会に向けた意識づくり	<p>本町では「びほろ男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に向けたさまざまな取り組みを促進しているほか、男女共同参画推進プラン協議会によって学習、啓発活動などを行っています。</p> <p>「男女共同参画」の言葉や考え方は徐々に普及しつつありますが、依然として固定的な性別役割分担意識が残っている部分も多く、解消に向けた取り組みが求められています。</p>
性別にとらわれない社会参加の促進	<p>女性の雇用や登用、社会参加の機会は増加していますが、分野によっては、女性(男性)の活動の場が限られたり、登用が進んでいない状況も見られます。</p> <p>性別にかかわらず、社会参加が進む環境づくりに努めることが必要です。</p>
男女の人権尊重	<p>性別以前に、個々の人権を尊重することが男女共同参画の基本的な考えです。</p> <p>近年、社会的な問題として取り上げられるセクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンスなどは、人権を侵害する暴力であり、本町においても防止や発生時の対応に努めることが必要です。</p>

主な取り組み内容

- 第2次男女共同参画プランの推進
- 男女共同参画意識の啓発、定着
- 各種研修事業の充実

- 各種委員会等への女性登用

- セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンスの防止に向けた広報および相談の充実

びほろ男女共同参画プラン：男女があらゆる分野において対等な立場で参画し、共に地域社会を支えていくことを指針としたプラン。（平成11年策定）

セクシュアルハラスメント：性的嫌がらせ・性的おびやかしのことで、一般的に「セクハラ」と呼ばれるもの。

ドメスティックバイオレンス：夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間で振るわれる暴力。略してDVともいう。